

# オクシズ材活用促進事業補助金 申請事務等に関するQ&A

## 1 制度全般

Q1) 補助金の交付申請者は誰になりますか。

A1

住宅・非住宅の新築、増改築の場合は建築主が、住宅のリフォーム、非住宅の木質化の場合は施主です。

Q2) 補助金の交付対象となる「オクシズ材」について教えてください

A2

下記2つの条件を満たしたものが補助金の交付対象となるオクシズ材です。

①静岡市内の山林から伐採された木材であること。

※県産材販売管理票の市町番号が静岡市の番号「33」であること。

②静岡市内に事業所等を有する製材業者が製材したものであること。

※県産材販売管理票の2次発行業者が静岡市内に事業所等を有していること。(本社が市外でも可)

なお、上記条件を満たせば、しずおか優良木材等ではなくても補助金を受けることができます。

Q3) 補助金の交付対象となる住宅について教えてください。

A3

下記①、②、③の条件を満たした住宅が補助金の交付対象です。

①自らが居住する木造住宅であること（リフォームの場合は非木造でも可）

②新築・増改築の場合はオクシズ材を4m<sup>3</sup>以上使用すること。

リフォームの場合は、しずおか優良木材ではないオクシズ材を使用し、その部分の施工面積が10m<sup>2</sup>以上であること。

③住宅の建築、リフォームの施工を請け負う業者が、静岡市内に事業所等を有していること。

※静岡市外に建築、リフォームする住宅も、条件を満たせば補助金の交付を受けることができます。

Q4) 補助金の交付となる非住宅建築物について教えてください。

A4

下記①、②の条件を満たす非住宅建築物が補助金の交付対象です。

①建築基準法第2条第1項及び第2項に掲げる建築物で、次の二つを除いたもの

A:個人住宅

B:風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に関する許可を受け、又は届出を行って営業する施設

②新築、増改築の場合はオクシズ材を10m<sup>3</sup>以上使用すること。

木質化の場合は、しずおか優良木材ではないオクシズ材を使用し、その部分の施工面積が20m<sup>2</sup>以上であること。

※建築、施工等を請け負う業者については静岡市外の業者でも構いません。

※静岡市外に建築等をする非住宅建築物も、条件を満たせば補助金の交付を受けることができます。

**Q5) 住宅のリフォーム、非住宅建築物の木質化とは何を指しますか。**

A 4

住宅のリフォームは、内外装の修繕、改修のことを指します。

非住宅建築物の木質化とは、内外装の修繕、改修に加え、非木造建築物に対し、木材を仕上材に使用して新築、増改築（＝内装等木質化）することを指します。

**Q6) 静岡県が実施する、しずおか木の家推進事業、しずおか木使い施設推進事業との併用は可能ですか。**

A 5

住宅・非住宅の新築、増改築は併用可能ですが、住宅のリフォーム、非住宅の木質化は併用できません。

**Q7) 補助金はいつ振り込まれますか**

A 6

交付確定後、請求書の提出を受けてから 30 日以内に振り込まれます。

## 2 補助金交付申請関係

**Q1) 交付申請書はいつまでに、どのように提出すればよいですか**

A 1

【提出期限】

①住宅・非住宅の新築、増改築の場合は上棟の 14 日前まで

②住宅のリフォーム、非住宅の木質化の場合はオクシズ材を使用した部分の施工開始の 14 日前まで  
ただし、4/1～4/14 までに上棟や施工を開始する場合は、上棟、施工の開始日までに提出してください。

【提出方法】

○持込又は郵送

宛先：〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所静岡庁舎 13 階 静岡市環境局森林経営管理課

**Q2) 交付申請時に提出する「補助事業に要する経費が確認できる書類」とはどのようなものですか**

A 2

見積書や費用明細書です。

見積書が複数枚にわたって発行されている場合は、見積書の表紙、補助対象経費が記載された部分の内訳明細書を抜粋して提出してください。

**Q3) 交付申請書に記載する、補助対象経費とはどのような経費を指しますか**

A 3

補助対象経費は、オクシズ材を使った部分の施工に係る経費（木工事代等）です。

記入する際は、「税抜」で記入してください。

#### Q4) 申請書の内容等に変更が生じてしまった場合はどうすればよいですか

A4

事業内容に変更が生じてしまった場合は、「変更申請」をしていただきます。申請には下記書類が必要です。

①変更承認申請書（様式指定）

②変更の根拠となる資料

※変更が生じてしまった場合は、速やかに森林経営管理課までご連絡ください。

### 3 実績報告関係

#### Q1) 実績報告書の提出期限はいつですか

A1

事業完了後、かつ交付決定を受けた年度内に速やかに提出してください。

#### Q2) オクシズ材を使用した部分の施工完了とは、どの時点のことを指していますか

A2

【住宅・非住宅の新築、増改築】

・オクシズ材の使用部分が構造材のみの場合は、上棟時

・オクシズ材の使用部分が構造材＋内装材の場合は、上棟⇒内装等（オクシズ材使用部分）工事完了時

【住宅のリフォーム、非住宅の木質化】

・オクシズ材を使用した部分の施工完了時

※同一年度の4月～2月末に上記工事が完了する建築物が補助金の交付対象です。

#### Q3) 「静岡県産材証明制度要綱第4条の規定による証明を受けたことが分かる書類」とは何を指しますか

A3

県産材販売管理票のことを指しています。

材木の明細が販売管理票に直接記載されておらず、「別紙●●のとおり」と販売管理票に記載されている場合は、その別紙も提出してください。

#### Q4) 実績報告書に添付する写真は、どのようなものが必要ですか

A4

下記に挙げる写真です。枚数の指定はありませんが、事業実施の様子が分かる写真を提出してください。

※森林認証材を使用した場合は、可能な限り森林認証材を示すマーク等が分かる写真を添付してください。

【住宅・非住宅の新築、増改築】

①施工前：建築物の基礎等が写っている写真（木工事着手前）

②施工中：建前を行っている途中の写真

③施工後：上棟完了後（内装にオクシズ材を使用している場合は内装工事の施工完了時の写真）

※上棟完了後の写真については、建物の全景が分かるような写真を1枚以上添付してください。

【住宅のリフォーム、非住宅の木質化】

①施工前：オクシズ材を使用する部分の施工開始前の写真（リフォーム工事等実施前の写真でも可）

②施工中：オクシズ材を使用した部分の施工が行われている途中の写真

③施工後：オクシズ材を使用した部分の施工が完了した際の写真

**Q5)「補助事業に要した費用が分かる書類」はどのような書類が適切ですか**

A5

**【住宅・非住宅の新築、増改築】**

費用明細書、精算書等、補助対象の工事が完了した際に施工業者（工務店等）から発行される書類が適切ですが、交付申請時から補助対象経費に変更がない場合には、申請時に提出した見積書、内訳書等に「交付申請時から費用明細に変更なし」等を記載し、提出してください。

**【住宅リフォーム、非住宅木質化】**

補助対象工事分の領収書等を提出してください。

**【問合せ先】**

静岡市葵区追手町 5-1 静岡市役所静岡庁舎 13 階  
静岡市環境局森林経営管理課事業推進係  
TEL 054-221-1605